

ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置(自動車重量税)

施策の背景

- 高齢化が進展する我が国では、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保し、全ての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現が求められている。このため、これらの者がバス、タクシーなどの自動車交通を利用して安全・円滑に移動できるよう、**バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある**。
- 他方、バリアフリー車両の導入は、直接的な需要増には結びつかない投資であること、**通常の車両より高額**であること等によりその普及が低調な状況にある。このため、**バリアフリー車両の取得時における負担を軽減することが不可欠**である。
- 自動車交通におけるバリアフリー車両の導入を促進することで、高齢者、障害者等を含む全ての者が安心して移動・生活することができるユニバーサル社会の実現を目指す。






施策の目標

バリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の目標及びバリアフリー化の状況

バリアフリー車両の種類	乗合バス(路線バス・空港アクセスバス等)			貸切バス(観光バス等)	タクシー	
	ノンステップバス	リフト付きバス	空港アクセスバス	ノンステップバス・リフト付きバス	福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)含む)	UDタクシー
目標 (令和8~12年度)	約90%	約25%	平均利用者数2000人/日以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。	約2,100台	約90,000台	各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする。
実績(令和6年度末)	72.1%	6.2%	40.0%	1,438台	59,918台	6/47

特例の内容

○特例期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日(自動車重量税)

措置対象 税目	ノンステップバス (構造・設備基準に適合した車両)	リフト付きバス(乗車定員30人以上) (構造・設備基準に適合した車両)		リフト付きバス(乗車定員30人未満) (構造・設備基準に適合した車両)	ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー) (バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両)
					
		[空港アクセスバス]	[空港アクセスバス以外]		
自動車重量税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税

特例措置を受けるために必要な書類等

○新車新規登録時に**対象車両であることを証明する書類**が必要になります。※対象となる車両については、各自動車メーカー又は販売店へお問い合わせください。

○対象車両がエコカー減税の対象車両でもある場合

自動車重量税：エコカー減税の免税対象車両以外は、バリアフリー減税が適用されて免税になります。

★対象車両の自動車検査証の備考欄には、「ノンステップバス」、「リフト付きバス」、「リフト付きバス(空港アクセスバス)」又は「認定ユニバーサルデザインタクシー」と記載されます。